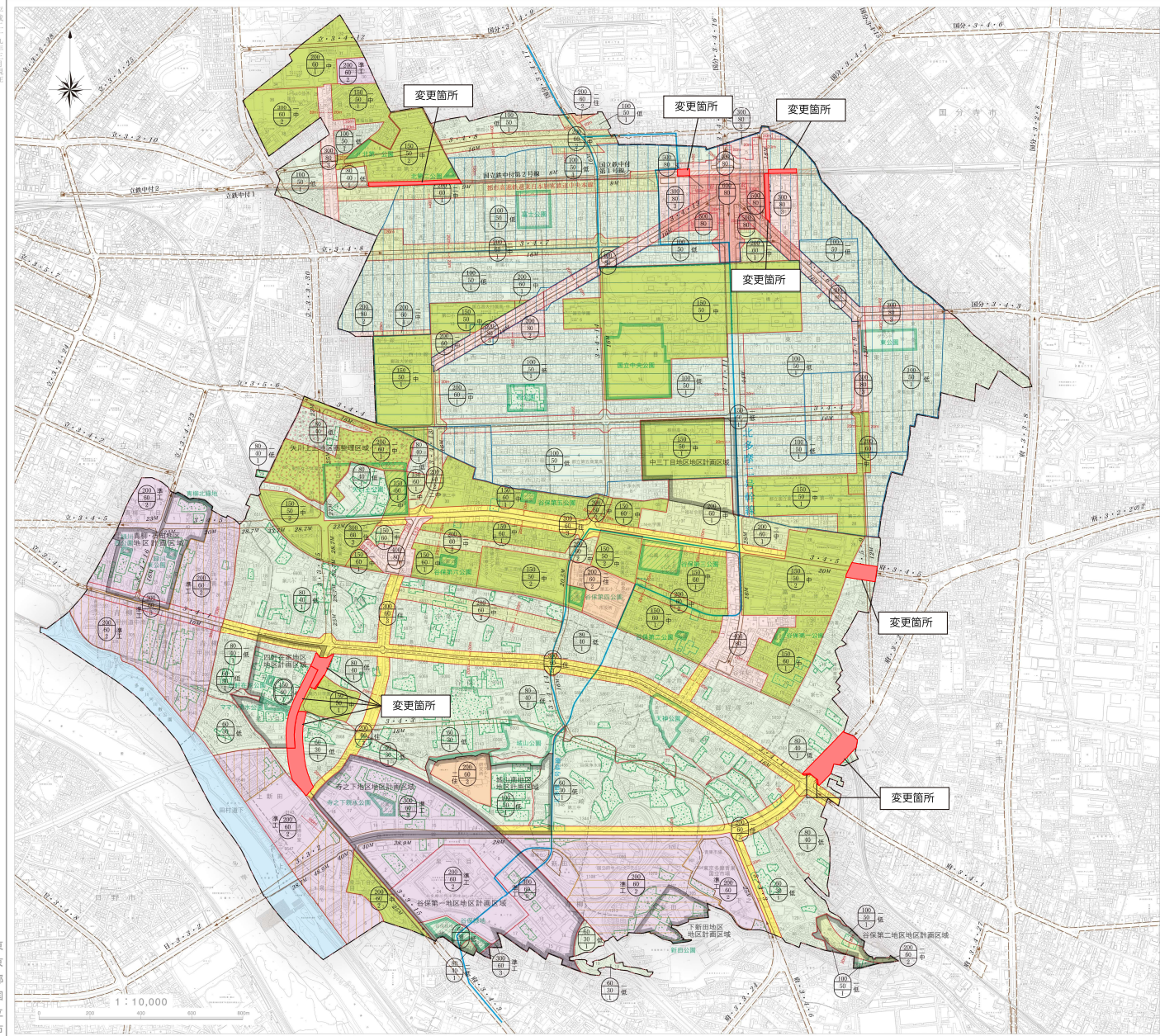




国立市都市計画図 (区域区分・地域地区・都市施設・市街地開発事業・地区計画・日影規制)

[注] 1. 本図の道路・公園の位置・地域地区等の境界は、その概略を示すもので、その詳細は「東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課」または、「国立市役所都市計画課」に備え置かれた図書を閲覧してください。
 2. 建築確認申請等の相談は、東京都多摩建築指導事務所をお願いします。

高度地区総括図



用途地域	容積率 (%)	規制される建築物	日影規制	規制される日影 (敷地境界線から高さ範囲)	測定水平 面の高さ
第一種低層住居専用地域	60, 100, 150	軒高が7mをこえるかまたは3階以上の建築物	(一) 3時間以上 (二) 4時間以上	5mをこえる範囲 10mをこえる範囲	1.5m
第二種低層住居専用地域	80	(同上)	(一) 3時間以上 (二) 4時間以上	(同上)	4.0m
第一種中高層住居専用地域	150	高さ10mをこえる建築物	(一) 3時間以上 (二) 4時間以上	(同上)	(同上)
第二種中高層住居専用地域	200, 150	(同上)	(一) 3時間以上 (二) 4時間以上	(同上)	(同上)
第一種住居地域	200	(同上)	(一) 4時間以上 (二) 5時間以上	(同上)	(同上)
第二種住居地域	300	(同上)	(一) 4時間以上 (二) 5時間以上	(同上)	(同上)
近隣商業地域	400	(同上)	(一) 4時間以上 (二) 5時間以上	(同上)	(同上)
商業地域	500, 600	(同上)	(一) 4時間以上 (二) 5時間以上	(同上)	(同上)
準工業地域	200, 300	高さ10mをこえる建築物	(一) 4時間以上 (二) 5時間以上	(同上)	4.0m

	市街地開発事業	防火地域は容積率40%以上の区域 準防火地域は建ぺい率50%以上の区域
	市街地調整区域	
	第一種文教地区	
	第二種文教地区	
	第一種特別工業地区	
	第二種特別工業地区	
	都市計画道路	
	都市計画公園	
	生産緑地地区	
	矢川上土地区画整理区域	
	地区計画区域	
	流域下水道幹線	
	都市高速鉄道東日本旅客鉄道中央線	
	その他の都市施設	

東京都文教地区建築条例 (昭和25年12月7日東京都条例第88号)
文教地区の建築制限 (次のものは建てられません)

第一種文教地区

- 敷地面積等の規制は面積の縮小等に関する法条 (昭和33年法律第122号) 第3条第1項第1号から第3号まで及び同条第4項第1号を除く。
- 容積率、建築高、道路幅、防火区画等を規制するもの。
- 用途、用途制限、用途変換、用途変更又は用途転用に関する法条 (昭和33年法律第122号) 第3条第1項第4号から第6号まで及び同条第4項第2号を除く。
- 用途転換に関する法条 (昭和33年法律第122号) 第4条第1項を規制するもの。
- 用途転換の特例 (昭和33年法律第122号) 第4条第2項第1号から第3号まで及び同条第3項第1号から第3号までを規制するもの。
- 用途転換の特例 (昭和33年法律第122号) 第4条第2項第2号から第4号まで及び同条第3項第2号から第4号までを規制するもの。

第二種文教地区

- 敷地面積等の規制は面積の縮小等に関する法条 (昭和33年法律第122号) 第3条第1項第1号を除く。
- 容積率、建築高、道路幅、防火区画等を規制するもの。
- 用途、用途制限、用途変換、用途変更又は用途転用に関する法条 (昭和33年法律第122号) 第3条第1項第4号から第6号まで及び同条第4項第1号を除く。
- 用途転換に関する法条 (昭和33年法律第122号) 第4条第1項を規制するもの。
- 用途転換の特例 (昭和33年法律第122号) 第4条第2項第1号から第3号まで及び同条第3項第1号から第3号までを規制するもの。
- 用途転換の特例 (昭和33年法律第122号) 第4条第2項第2号から第4号まで及び同条第3項第2号から第4号までを規制するもの。

国立市特別工業地区建築条例 (平成16年4月1日国立市条例第4号)
特別工業地区の建築制限 (次のものは建てられません)

第一種特別工業地区

- 用途、用途制限、用途変換に関する法条 (昭和33年法律第122号) 第3条第1項第4号から第6号まで及び同条第4項第1号を除く。
- 容積率、建築高、道路幅、防火区画等を規制するもの。
- 用途、用途制限、用途変換、用途変更又は用途転用に関する法条 (昭和33年法律第122号) 第3条第1項第4号から第6号まで及び同条第4項第2号から第4号までを除く。
- 用途転換に関する法条 (昭和33年法律第122号) 第4条第1項を規制するもの。
- 用途転換の特例 (昭和33年法律第122号) 第4条第2項第1号から第3号まで及び同条第3項第1号から第3号までを規制するもの。
- 用途転換の特例 (昭和33年法律第122号) 第4条第2項第2号から第4号まで及び同条第3項第2号から第4号までを規制するもの。

第二種特別工業地区

- 用途、用途制限、用途変換に関する法条 (昭和33年法律第122号) 第3条第1項第4号から第6号まで及び同条第4項第1号を除く。
- 容積率、建築高、道路幅、防火区画等を規制するもの。
- 用途、用途制限、用途変換、用途変更又は用途転用に関する法条 (昭和33年法律第122号) 第3条第1項第4号から第6号まで及び同条第4項第2号から第4号までを除く。
- 用途転換に関する法条 (昭和33年法律第122号) 第4条第1項を規制するもの。
- 用途転換の特例 (昭和33年法律第122号) 第4条第2項第1号から第3号まで及び同条第3項第1号から第3号までを規制するもの。
- 用途転換の特例 (昭和33年法律第122号) 第4条第2項第2号から第4号まで及び同条第3項第2号から第4号までを規制するもの。

平成十九年 月 日現在
 東京都国立市